



(3) 役員等又は経営に事実上参加している者が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(誓約書の提出)

第9条 乙は、甲に対し大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、甲へ提出しなければならない。但し、甲が、必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(遵守事項)

第10条 乙は、本契約の業務の履行において、宅地建物取引業法を遵守しなければならない。

2 乙は、個人情報の重要性を認識し、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）その他法令に定めるもののほか、本契約の業務を履行ための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(苦情処理及び損害賠償)

第11条 乙は、本契約により、物件の入居希望者から一切の金品を徴収してはならない。

2 乙は、業務実施において入居希望者及び第三者から異議若しくは苦情の申し立てがあった場合は、この責任において解決するものとする。

3 乙は、業務実施において、乙が故意又は過失により、甲または第三者に損害を与えた場合には乙の負担と責任においてその損害を賠償するものとし、甲はその責を一切負わないものとする。

(協議事項)

第12条 甲及び乙は、本契約について疑義が生じた場合は、お互いに誠意を持って解決にあたるものとする。

年 月 日

甲 大阪府  
大阪府知事

乙